部長及び参事官　　生企発第647号
殿　　令和８年８月19日
所　属　長　　10年保存（口訓）
本　部　長

猟銃安全指導委員制度の運用について（通達甲）

猟銃安全指導委員制度については、猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）、高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年公安委員会規則第９号）及び「猟銃安全指導委員制度の運用について（通達甲）」（平成28年３月18日生企発第298号。以下「旧通達甲」という。）により運用してきたところであるが、旧通達甲の有効期間を考慮するとともに所要の見直しを行い、引き続き別添のとおり「猟銃安全指導委員制度の運用要領」を定め、令和８年８月19日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の実施をもって、旧通達甲は廃止する。

別添

猟銃安全指導委員制度の運用要領

第１　趣旨

この要領は、高知県警察銃砲刀剣類事務取扱規程（平成17年９月本部訓令第19号）第47条の規定に基づき猟銃安全指導委員の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　猟銃安全指導委員の推薦手続

１　署長は、自署管内に居住し、当該管内の事情に精通していると認められる者の中から、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第28条の２第１項に規定する猟銃安全指導委員の要件を具備している者を別記第１号様式の猟銃安全指導委員推薦書により本部長を経由して公安委員会に推薦すること。

２　署長は、１の推薦を行うに当たっては、公安委員会が猟銃所持者おおむね50人に１人の割合で猟銃安全指導委員を委嘱（猟銃所持者が50人に満たない場合であっても、最低１人を委嘱）することができるよう配意すること。

３　署長は、自署管内の猟銃安全指導委員が公安委員会から解嘱されたとき又は自署管内の猟銃安全指導委員が公安委員会に辞職の申出を行い、これを公安委員会が承認したときは、速やかに１により後任の猟銃安全指導委員の推薦を行うものとする。

第３　猟銃安全指導委員に対する研修

法第28条の２第６項に規定する猟銃安全指導委員に対する研修の具体的な事項は、別表の猟銃安全指導委員に対する研修カリキュラムのとおりとする。

第４　猟銃安全指導委員証等の返納等

１　署長は、自署管内の猟銃安全指導委員が公安委員会から解嘱されたとき又は自署管内の猟銃安全指導委員が公安委員会に辞職の申出を行い、これを公安委員会が承認したときは、公安委員会が当該猟銃安全指導委員に貸与している猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）第６条第１項に規定する猟銃安全指導委員証及び同条第２項に規定する腕章（以下「猟銃安全指導委員証等」という。）を公安委員会に返納させるものとする。

２　署長は、自署管内の猟銃安全指導委員から猟銃安全指導委員証等の再交付の申出があったときは、別記第２号様式の猟銃安全指導委員証等再交付副申書により本部長を経由して公安委員会に副申するものとする。

第５　報告

署長は、自署管内の猟銃安全指導委員が次のいずれかに該当する場合は、本部長を経由して公安委員会に報告しなければならない。

1　法第28条の２第７項各号に掲げる事由に該当したとき。

2　辞職の申出を受けたとき。

別表（第３関係）

猟銃安全指導委員に対する研修カリキュラム

研修種別	研修事項	時間数
定期研修	１　猟銃の所持許可の状況並びに猟銃の所持及び使用による危害の発生状況に関すること。 (1)　猟銃の所持許可状況、行政処分等の状況等 (2)　猟銃による事件・事故の発生状況、猟銃の盗難事件の実態等	１時間
	２　法第28条の２第２項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関すること。 (1)　猟銃所持者に対する助言方法、猟銃の検査に関する技術的な協力方法、民間団体等への協力方法等 (2)　(1)の実務を行う上での留意事項	２時間
委嘱時研修	１　猟銃の所持許可の状況並びに猟銃の所持及び使用による危害の発生状況に関すること。 (1)　猟銃の所持許可状況、行政処分等の状況等 (2)　猟銃による事件・事故の発生状況、猟銃の盗難事件の実態等	１時間
	２　法第28条の２第２項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関すること。 (1)　猟銃所持者に対する助言方法、猟銃の検査に関する技術的な協力方法、民間団体等への協力方法等 (2)　(1)の実務を行う上での留意事項	２時間
	３　法第28条の２第２項各号に掲げる職務を遂行するために必要な法令の知識に関すること。 (1)　法の目的及び規制の概要 (2)　猟銃安全指導委員の法的地位及び職務倫理 (3)　猟銃安全指導委員の職務 (4)　猟銃安全指導委員の守秘義務 (5)　その他の関係法令	１時間

別記

第１号様式（第２関係）

猟銃安全指導委員推薦書

第　　号
年　月　日

高知県公安委員会　殿

署長

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則第５条第２項の規定に基づき次の者を猟銃安全指導委員に推薦します。

住　　所			
氏　　名		生年月日	年　月　日生（　歳）
職　　業		健康状態	
家族の状況			
経　　歴			
猟銃の所持歴			
事故・違反歴			
資　　格			
推薦理由			

第２号様式（第４関係）

猟銃安全指導委員証等再交付副申書

第　　号
年　月　日

高知県公安委員会　殿

署長

猟銃安全指導委員証
腕　　章　の再交付を次のとおり副申します。

<table>
<tr><td rowspan="3">申
出
人</td><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日生（　歳）</td></tr>
<tr><td>職　　業</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">再交付の理由</td><td colspan="3">（亡失・盗難又は滅失の状況）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>